

明治三十八年法律第五十三号

第一章 総則

第一条 本法ニ於テ会社ト称スルハ株式会社タル

第二条 会社ハ抵当権ノ目的ト為ス為鉄道ノ全部

又ハ一部ニ付鉄道財団ヲ設クルコトヲ得

鉄道財団ニ属スルモノハ同時ニ他ノ鉄道財団

ニ属スルコトヲ得ス

鉄道財団ハ之ヲ一箇ノ物ト看做ス

第二条ノ二 鉄道財団ノ設定ハ国土交通大臣ノ認

可ヲ受クルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

抵当財団ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一 抵当権ヲ登録ガ全部抹消セラレタル後又ハ

抵当権ガ第十三条ノ三第二項ノ規定ニ依リ消

滅シタル後六箇月内ニ新ナル抵当権ノ設定ノ

登録ヲ受ケザルトキ

二 第三十四条ノ二ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタ

ルトキ

三 第七十条ノ競売(第七十七条ノ二ニ於テ準

用スル第七十条ノ規定ニ依リ滞納処分ニ因ル

換価ヲ含ム)ニ付セラレタル場合ニ於テ抵当

権ガ消滅シタルトキ

第三条 鉄道財団ハ左ニ掲クルモノニシテ鉄道財

団ノ所有者ニ属スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 鉄道線路、其ノ他ノ鉄道用地及其ノ上ニ存

スル工作物並之ニ属スル器具機械

二 工場、倉庫、発電所、変電所、配電所、事

務所、舎宅其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物

及其ノ敷地並之ニ属スル器具機械

三 用水ニ関スル工作物及其ノ敷地並之ニ属ス

ル器具機械

四 鉄道用通信、信号又ハ送電ニ要スル工作物

及其ノ敷地並之ニ属スル器具機械

五 前四号ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用

スル為他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上権、登

記シタル賃借権及前四号ニ掲ケタル土地ノ為

ニ存スル地役権

六 車両及之ニ属スル器具機械

七 保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料及器具機械

第四条 鉄道財団ハ所有権及抵当権以外ノ物権又

ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ

得ス但シ滞納処分ニ依ル差押ノ目的ト為ス場合

ハ此ノ限ニ在ラス

鉄道財団ニ属スルモノハ所有権以外ノ物権又

ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ

物権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルト

キ又ハ鉄道財団ニ属スヘキ不動産ニシテ賃借権

ノ目的タルトキハ会社ハ鉄道財団ヲ設クルコト

ヲ得ス但シ不動産ニ関スル権利ニ付其ノ登記ナ

キトキ又ハ自動車ノ抵当権ニ付其ノ登録ナキト

キハ此ノ限ニ在ラス

第五条及第六条 削除

第七条 鉄道財団設定ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ

事項ヲ記載シタル申請書及鉄道財団目録ヲ差出

スヘシ

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

第八条 鉄道財団設定ノ認可ヲ申請アリタルトキ

ハ国土交通大臣ハ直ニ官報ヲ以テ鉄道財団ニ属

スヘキモノニ関シ第四条第三項ノ権利ヲ有スル

者又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ債権者ハ一定

ノ期間内ニ申出ツヘキ旨ヲ公告スヘシ但シ其ノ

期間ハ一箇月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告アリタルトキハ会社ハ直ニ国土交

通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ公告アリタル事項

ヲ公告スベシ

第九条 鉄道財団設定ノ認可ノ申請ヲ為シタルト

キハ鉄道財団ニ属スヘキモノハ之ヲ讓渡スコト

ヲ得ス

第十条 第八条第一項ノ公告アリタル後ハ鉄道財

団設定ノ認可ノ申請ヲ却下セラレサル間及其ノ

認可効力ヲ失ハサル間ハ鉄道財団ニ属スヘキ

不動産ニ関スル権利ニ付競落ヲ許ス決定ヲ為ス

コトヲ得ス

前項ノ規定ハ動産ニ対スル競売ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第十条ノ二 第八条第一項ニ依リ公告ヲ為シタル

場合ニ於テ公告シタル期間内ニ権利ノ申出アリ

タルトキハ国土交通大臣ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ会

社ニ通知スベシ

公告シタル期間満了後三週間内ニ権利ノ申出

ノ取消アラザルトキ又ハ其ノ申出ノ理由ナキコ

トノ証明アラザルトキハ国土交通大臣ハ鉄道財

団設定ノ認可ノ申請ヲ却下スベシ

第十一条 鉄道財団設定ノ認可アリタルトキハ其

ノ鉄道ニ関スルモノニシテ第三条ニ掲ケタルモ

ノハ当然鉄道財団ニ属ス其ノ鉄道財団設定後新

ニ鉄道財団ノ所有者ニ属シタルモノ亦同シ

スルモノ(自動車ノ抵当権ヲ除ク)ハ存セザル

モノト看做シ差押、仮差押又ハ仮処分ハ其ノ効

力ヲ失フ但シ鉄道財団設定ノ認可効力ヲ失ヒ

タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ第四条第三項ノ権利ヲ有

スル者又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ債権者ハ

鉄道財団ノ所有者ニ対シ損害賠償ノ請求ヲ為ス

コトヲ得

第十二条 鉄道財団ノ設定力認可セラレザルトキ

又ハ其ノ認可効力ヲ失ヒタルトキハ国土交通

大臣ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第十三条 鉄道財団設定ノ認可アリタル後六箇月

内ニ抵当権設定ノ登録ノ申請ナキトキハ認可ハ

其ノ効力ヲ失フ

第十三条ノ二 会社ハ鉄道ノ他ノ部分ニ付鉄道財

団ヲ擴張スルコトヲ得

第十三条ノ三 会社ハ一箇ノ鉄道財団ヲ分割シテ

數箇ノ鉄道財団ト為スコトヲ得

抵当権ノ目的タル甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ

一部ヲ乙鉄道財団ト為シタルトキハ其ノ抵当権

ハ乙鉄道財団ニ付消滅ス

前項ノ場合ニ於ケル鉄道財団ノ分割ハ抵当権

者ガ乙鉄道財団ニ付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ

非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第十三条ノ四 会社ハ數箇ノ鉄道財団ヲ合併シテ

一箇ノ鉄道財団ト為スコトヲ得但シ左ノ場合ニ

於テハ此ノ限ニ在ラス

一 合併セムトスル鉄道財団ニ付競売手続開始

若ハ強制管理開始ノ決定又ハ滞納処分アリタ

ルトキ

二 合併セムトスル數箇ノ鉄道財団ノ内ニ二箇以

上ノ鉄道財団ガ抵当権ノ目的タルトキ

合併セムトスル甲鉄道財団ノ目的トスル抵当

権ノ甲鉄道財団ニ於ケル順位同一ノ順位ヲ合

併セムトスル乙鉄道財団ニ付有スル他ノ抵当権

(甲鉄道財団ノ目的トスル抵当権ト他ノ抵当権

ガ合併セムトスル鉄道財団ノ内其ノ目的トスル

鉄道財団ヲ共通ニスル場合)ノ他ノ抵当権ヲ除

ク)ガ存セザルトキハ前項第二号ノ規定ニ拘ラ

ズ鉄道財団ヲ合併スルコトヲ得

鉄道財団ヲ合併シタルトキハ抵当権ハ合併後

ノ鉄道財団ノ全部ニ及ブ

第十三条ノ五 鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ハ

鉄道財団ノ擴張ニ関シテハ第四条第三項及第

八条乃至第十二条ノ規定ヲ準用ス

第十三条ノ七 鉄道財団分割ノ認可ヲ申請スルニ

ハ分割後抵当権ノ消滅スル鉄道財団ヲ明ニシ且

分割後ノ鉄道財団毎ノ鉄道財団目録ヲ差出ス

ベシ

第十四条 削除

第十五条 抵当権ノ得喪若ハ変更又ハ鉄道財団ノ

所有権ノ移転ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ

第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第十六条 數箇ノ債権ヲ担保スル為同一ノ鉄道財

団ニ付抵当権ヲ設定シタルトキハ其ノ抵当権ノ

順位ハ登録ノ前後ニ依リ

民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百

七十四条ノ規定ハ抵当権ノ順位ノ変更ニ付之ヲ

準用ス

第十七条 抵当権者ハ鉄道財団ニ付他ノ債権者ニ

先チテ自己ノ債権ノ弁済ヲ受クルコトヲ得

第十八条 抵当権者ハ債権ノ全部ノ弁済ヲ受クル

迄ハ鉄道財団ノ全部ニ付其ノ権利ヲ行フコト

ヲ得

第十九条 抵当権ハ鉄道財団又ハ之ニ属スルモノ

ノ讓渡、貸付、滅失又ハ毀損ニ因リテ会社力受

クヘキ金錢其ノ他ノ物ニ対シテモ之ヲ行フコト

ヲ得但シ抵当権者ハ其ノ払渡又ハ引渡前ニ差押

ヲ為スコトヲ要ス

第二十条 会社ハ鉄道財団ニ属スルモノヲ鉄道財

団ヨリ分離セムトスルトキハ抵当権者ノ同意ヲ

求ムベシ

会社ガ抵当権者ノ為競売手続開始又ハ強制管

理開始ノ決定アル前ニ於テ正当ナル事由ニ因リ

前項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵当権者ハ其ノ同

意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十一条 削除

第二十二条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九

十二号)第三条第一項ノ許可(以下鉄道事業ノ

許可ト称ス)ノ取消ノ場合ニ於テハ抵当権者ハ

其ノ権利ヲ実行スルコトヲ得

前項ニ依リ抵当権ヲ実行セムトスルトキハ抵

当権者ハ鉄道事業ノ許可ノ取消ノ日ヨリ六箇月

内ニ其ノ手続ヲ為スヘシ

鉄道事業ノ許可ハ前項ノ期間及抵当権実行ノ

終了ニ至ル迄仍存続スルモノト看做ス

第二十三条 債権者方同一ノ債権ノ担保トシテ數

箇ノ鉄道財団ノ上ニ抵当権ヲ有スル場合ニ於テ

同時ニ其ノ代価ノ配當スヘキトキハ其ノ各鉄道

財団ノ価額ニ準シテ其ノ債権ノ負担ヲ分ツ

或鉄道財団ノ代価ノミヲ配当スヘキトキハ抵当権者ハ其ノ代価ニ付債権ノ全部ノ弁済ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵当権者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵当権者力他ノ鉄道財団ニ付弁済ヲ受クヘキ金額ニ滿ツル迄ノ二代位シテ抵当権ヲ行フコトヲ得

第二十四条 前条ノ規定ニ從ヒ代位ニ因リテ抵当権ヲ行フ者ハ其ノ抵当権ノ登録ニ其ノ代位ヲ附記スルコトヲ得

第二十五条 抵当権者ハ鉄道財団ノ代価ヲ以テ弁済ヲ受ケル債権ノ部分ニ付テノミ他ノ財産ヲ以テ弁済ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ規定ハ鉄道財団ノ代価ニ先チテ他ノ財産ノ代価ヲ配当スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス但シ他ノ債権者ハ抵当権者ヲシテ前項ノ規定ニ從ヒ弁済ヲ受ケシムルカ為ニ配当スヘキ金額ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

第二十六条 株式会社ニ非サル鉄道事業者ノ鉄道ノ抵当ニ関シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十六条ノ二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条ノ特許ヲ受ケタル者ガ鉄道事業法第六十二条第一項ノ許可ヲ受ケ軌道事業ヲ鉄道事業ニ変更シタル場合ニ於テハ該軌道事業ヲ営ム者ノ軌道ニ付明治四十二年法律第二十八号ノ規定ニ依リテ為シタル処分、手続、登録其ノ他ノ行為ハ鉄道抵当法中之ニ相当スル規定ニ依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於ケル登録ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 登録

第二十七条 鉄道財団ニ關スル登録ヲ為ス為ニ国土交通省ニ鉄道抵当原簿ヲ備フ

鉄道抵当原簿ハ一箇ノ鉄道財団ニ付一用紙ヲ設ク

第二十八条 登録ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外当事者ノ申請又ハ官庁若ハ公署ノ囑託ニ因リテ之ヲ為ス

第二十八条ノ二 国土交通大臣ハ鉄道財団ノ設定ヲ認可シタルトキハ鉄道財団設定ノ登録ヲ為スベシ

鉄道財団設定ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

三 登録ノ年月日

第二十八条ノ三 国土交通大臣ハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ヲ認可シタルトキハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為スベシ

擴張ノ登録ハ鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ變更シ且擴張ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲 鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト為ス場合ニ於テハ分割ノ登録ハ甲鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ變更シ且分割ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ且乙鉄道財団ニ付鉄道抵当原簿ニ前条第二項各号ニ掲ゲタル事項及分割ニ因リテ登録スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲 鉄道財団ト乙鉄道財団トヲ合併スル場合ニ於テハ合併ノ登録ハ甲鉄道財団(合併セムトスル鉄道財団)内抵当権ノ目的タルモノアルトキハ設定セラレタル抵当権ノ数ノ最モ多キモノノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ變更シ且合併ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ且乙鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ關スル表示ヲ朱抹シ且其ノ事由及年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第二十九条 抵当権設定ノ登録申請書ニハ抵当証書ヲ添付スベシ但シ担保付社債ヲ発行スル場合ニ在リテハ信託証書ヲ以テ抵当証書ニ代フ

抵当証書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ根拠ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲタル事項ニ代ヘ極度額及担保スベキ債権ノ範圍ヲ記載スベシ

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二 抵当権者、債務者及鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

三 抵当権ノ順位

四 債権額及償還ノ方法並期限

五 利率及利息支払ノ方法並期限

第三十条 抵当権設定ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

一 抵当権者及債務者ノ名称及住所

二 前条第二項第三号乃至第五号又ハ同項第三号及同項但書ニ掲ゲタル事項

三 前号ニ掲ゲタルモノノ外抵当証書又ハ信託証書ニ記載シタル事項ニシテ抵当権ニ關スルモノ

四 抵当権設定ノ年月日

五 登録ノ年月日

第三十条ノ二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)ニ依リ担保付社債ノ總額ヲ數回ニ分チ発行スル場合ニ於ケル抵当権設定ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ次ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

一 前条第一号、第四号及第五号ニ掲ゲタル事項

二 担保付社債ノ總額

三 担保付社債ノ総額ヲ數回ニ分チ発行スル旨ノ表示

四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五 担保付社債信託法第六十三条ノ規定ハ前項ニ規定スル担保付社債ノ各回ノ発行アリタル場合ノ登録ニ關シテ之ヲ準用ス

第三十一条 登録シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ其ノ事項消滅シタルトキハ当事者ハ遅滞ナク變更又ハ消滅ノ登録ヲ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ變更又ハ消滅ノ事由ヲ記載シ之ヲ証スル書面ヲ添付スヘシ

變更又ハ消滅カ国土交通大臣ノ命令又ハ認可ニ因リテ生シタル場合ニ於テハ前項ノ証明書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

第三十二条 同一ノ債権ノ担保トシテ數箇ノ鉄道財団ノ上ニ抵当権ヲ設定シタル場合ニ於テハ其ノ各鉄道財団ノ用紙ニ他ノ鉄道財団ヲ表示シ之ト共ニ抵当権ノ目的タル旨ヲ記載スヘシ

他ノ鉄道財団ニ關スル變更又ハ消滅ノ登録カ前項ノ記載ヲ變更スルコトヲ要スルニ至リタルトキハ其ノ記載ニ變更ヲ附記シ他ノ鉄道財団ニ關スル消滅ノ登録カ前項ノ記載ヲ要セサルニ至リタルトキハ其ノ記載ヲ抹消スヘシ

第三十三条 鉄道抵当原簿ニ鉄道財団設定ノ登録ハ登録ト同一ノ効力ヲ生ス

ハ登録ト同一ノ効力ヲ生ス

前項ノ規定ハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為シタルトキニ之ヲ準用ス

第三十四条 鉄道財団目録ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ其ノ事項消滅シタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ヘシ

前項ノ届書ハ鉄道財団目録ニ編綴スルニ依リテ前条ノ効力ヲ生ス

第三十四条ノ二 鉄道財団ニ付抵当権ノ登録ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当権ガ第十三条ノ第三項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ会社ハ鉄道財団消滅ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

第三十五条 鉄道財団設定ノ認可ガ効力ヲ失ヒタルトキ又ハ鉄道財団ガ消滅シタルトキハ国土交通大臣ハ鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖スベシ第二十八条ノ三第四項ノ規定ニ依リ鉄道財団ニ關スル表示ヲ朱抹シタル用紙ニ付亦同ジ

第三十六条 左ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ直ニ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ但シ第二号ノ場合ニ於テハ新ナル管轄登記所ニノミ通知スベシ

一 鉄道財団設定ノ登録ヲ為シタルトキ

二 不動産ニ關スル権利カ新ニ鉄道財団ニ属シタルトキ

三 鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ(前条後段ノ場合ヲ除ク)

前項第一号又ハ第三号ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第三十七条 登記官カ前条第一項第一号又ハ第二号ノ通知ヲ受ケタルトキハ同項第三号ノ通知ヲ受ケル迄ハ鉄道財団ノ所有者ニ属スルモノニ付所有權以外ノ物權、賃借權又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ登記ヲ為スコトヲ得但シ所有權以外ノ物權、賃借權又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルモノカ国土交通大臣ノ証明書ニ依リ鉄道財団ニ属セサルコト明白ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十八条 何人ト雖鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ノ閲覧ヲ請求シ又ハ手数料ヲ納付シテ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

何人ト雖国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第三十八条ノ二 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及第三章ノ規定ハ登録ニ關スル処分ニ付テハ之ヲ適用セズ

行政機關ノ保有する情報ノ公開ニ關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ

個人情報ノ保護ニ關する法律(平成十五年法律第五十七号)第五章第四節ノ規定ハ鉄道抵当

何人ト雖国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

行政機關ノ保有する情報ノ公開ニ關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ

個人情報ノ保護ニ關する法律(平成十五年法律第五十七号)第五章第四節ノ規定ハ鉄道抵当

原簿及鉄道財団目録ニ記録セラレタル保有個人
情報(同法第六十條第一項ニ規定スル保有個人
情報ヲ謂フ)ニ付テハ之ヲ適用セズ
第三十九條 鉄道抵当原簿ノ調製、鉄道財団目録
ノ様式其ノ他登録ニ関スル細則ハ国土交通大臣
之ヲ定ム

第三章 強制競売及強制管理
第四十條 鉄道財団ニ対スル抵当権ノ強制執行ハ
強制競売又ハ強制管理ニ依リテ之ヲ爲ス
抵当権者ハ自己ノ選択ニ依リ前項ニ掲ケタル
一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ強制
執行ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 公証人ノ作成シタル公正証書ニ依ル
抵当証書又ハ信託証書及之ニ記載シ又ハ記録シ
タル事項ヲ変更スル契約証書ハ強制執行ニ関シ
テハ民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第
二十二條第五号ニ規定スル執行証書ト看做ス

第四十二條 強制執行ハ鉄道財団ノ所有者タル会
社ノ本店所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄ニ
專屬ス

第四十三條 強制競売ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ為
スヘシ
申立書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ其ノ
代理人之ニ署名捺印スヘシ但シ署名捺印ニ代ヘ
テ記名捺印スルコトヲ得

一 債務者タル会社及鉄道財団ノ所有者タル会
社ノ商号及其ノ本店ノ所在地
二 競売ニ付スヘキ鉄道財団ノ表示
三 競売ノ原因タル事由
四 年月日
五 裁判所

申立書ニハ執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本
(債務名義ニ係ル電磁的記録(電子的方式、磁
氣的方式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能
ハザル方式ニ依リ作ララル記録ニシテ電子計算
機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ
以下同ジ)ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機
(入出力装置ヲ含ム)ニ備フルファイル(以下
単ニファイルト称ス)ニ記録セラレタルモノナ
ル場合ニ在リテハ記録事項証明書(民事執行法
第十八條の二ニ規定スル記録事項証明書ヲ謂フ
以下同ジ)、債務名義ガ電磁的記録ヲ以テ作成
セラレタル執行証書ナル場合ニ在リテハ公証人
法(明治四十一年法律第五十三号)第四十三條
第一項第二号ノ書面又ハ同項第三号ノ電磁的記
録)ノ外鉄道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スベシ但シ
強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鉄道抵当
原簿ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス

第四十四條 強制競売ノ申立ハ競売期日迄ハ競買
人ノ同意アル場合ニ限り之ヲ取下クルコトヲ得
第四十五條 競売手続ノ開始ハ決定ヲ以テ之ヲ
爲ス
開始決定ニハ申立人ノ名称、住所及第四十三
條第二項第一号乃至第四号ニ掲ケタル事項ヲ記
載シ決定ヲ爲シタル裁判官之ニ署名捺印スヘシ
但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第四十六條 裁判所ガ競売手続開始ノ決定ヲ爲シ
タルトキハ直ニ鉄道抵当原簿ニ競売申立ノ登録
ヲ爲スヘキ旨ヲ国土交通大臣ニ囑託スヘシ
国土交通大臣ニ於テ前項ノ囑託ヲ受ケタルト
キハ直ニ登録ヲ爲シ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知ス
ヘシ

第四十七條 裁判所ガ競売手続開始ノ決定ヲ爲シ
タルトキハ官報ヲ以テ租税其ノ他ノ公課ヲ主管
スル官庁及公署ニ対シ一定ノ期間内ニ鉄道財団
ノ所有者ニ対スル權利ノ有無及其ノ限度ヲ申出
ツヘキ旨ヲ公告スヘシ

第四十八條 裁判所ハ国土交通大臣ノ意見ヲ聽キ
鑑定人ヲ選定シ競売ニ付スヘキ鉄道財団ヲ評価
セシメ其ノ評価額ヲ以テ最低競売価額ト爲ス
ヘシ

第四十九條 裁判所ハ競売期日ヲ定メ官報ヲ以テ
之ヲ公告スヘシ
前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ掲載スベシ
一 競売ニ付スヘキ鉄道財団ノ表示
二 競売期日ノ場所、日時及入札締切ノ時
三 最低競売価額
四 競売期日ノ場所及日時
五 執行記録ヲ閲覧シ得ヘキ場所

第五十條 削除
第五十一條 鉄道事業ヲ営ム者ニ非スシテ競売ニ
加入スル者ハ競買ノ申立ト共ニ保証トシテ最低
競売価額百分ノ五ニ相当スル金額ヲ現金又ハ有
価証券(社債、株式等)の振替に関する法律(平
成十三年法律第七十五号)第二百七十八條第一
項ニ規定スル振替債ニシテ国土交通省令ノ定ム
ルモノヲ含ム以下同ジ)ヲ以テ供託スヘシ
前項ノ規定ハ競買人ニシテ抵当権者カ之ニ加
ハルモノニ付テハ其ノ債権額ガ最低競売価額ノ
百分ノ五以上ニ相当スル場合ニ限り之ヲ適用
セス

第五十二條 競売ハ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ
第五十三條 裁判所ハ競買人ノ面前ニ於テ入札ヲ
開封スヘシ
競売ト爲ルヘキ同価額ノ入札二箇以上アルト
キハ裁判所ハ同価額ノ競買人ヲシテ直ニ再度ノ
入札ヲ爲サシムヘシ

再度ノ入札ヲ爲スモ仍同価額ノ入札アルトキ
ハ裁判所ハ直ニ抽籤ヲ以テ最高価額競買人ヲ定ム
ヘシ
第五十四條 削除
第五十五條 競売期日ニ於テ入札ナキトキ、許ス
ヘキ入札ナキトキ又ハ最低競売価額二達スル入
札ナキトキハ裁判所ハ職権ヲ以テ更ニ競売期日
ヲ定ムヘシ
前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ鑑定人ノ意見ヲ聽
キ最低競売価額ヲ低減スルコトヲ得

第五十六條 入札ハ之ヲ変更シ又ハ取消スコトヲ
得ス
入札ハ其ノ入札ヲ爲シタル競買人以外ノ者ニ
競売ヲ許ス決定力確定シタルトキ、競売ヲ許サ
サル決定力確定シタルトキ又ハ競売ヲ爲サスシ
テ競売手続ヲ終了シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第五十七條 裁判所ハ最高価額競買人ノ名称及其ノ
競買価額ヲ表示シ競売ノ終局ヲ告知スヘシ
第五十八條 裁判所ハ競売ニ関スル調書ヲ作成シ
左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 競売ニ付セラレタル鉄道財団ノ表示
二 競売申立人ノ表示
三 入札及開札ノ日時
四 總テノ競買価額及競買人ノ名称、住所又ハ
入札ナキコト、許スヘキ入札ナキコト若ハ最
低競売価額二達スル入札ナキコト並第五十三
條第二項又ハ第三項ノ手続ヲ爲シタルコト
五 競売ノ終局ヲ告知シタル日時並最高価額競
買人ノ名称及其ノ競買価額

第五十九條 裁判所ハ競売期日ニ出頭シタル債務
者、鉄道財団ノ所有者、抵当権者及競買人ニ競
落ノ許可ニ付陳述ヲ爲サシムヘシ
第六十條 強制競売申立ノ取下若ハ強制執行ノ取
消アリタル場合又ハ第四十八條乃至第五十三條
若ハ第五十七條ノ規定ニ違反シテ競売ヲ爲シタ
ル場合ニ限り債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当
権者又ハ競買人ハ競落ノ許可ニ付異議ノ申立ヲ
爲スコトヲ得

第六十一條 裁判所ハ異議ノ申立ヲ正当トスル場
合ニ於テ更ニ競売ヲ許スヘキトキハ職権ヲ以テ
競売期日ヲ定ムヘシ
前項ニ依リ競売期日ヲ定ムル場合ノ外競落ノ
許可ハ決定ヲ以テ之ヲ言渡スヘシ

第六十二條 競落ノ許可ニ付異議ノ申立ヲ爲シタ
ル者ハ第六十條ニ掲ケタル理由アル場合ニ限り
競落ヲ許ス決定ニ対シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
競落期日ニ出頭シ競落ノ許可ニ付異議ノ申立
ヲ爲ササル者ハ競落ヲ許ササル理由ナキ場合ニ

限り競落ヲ許ササル決定ニ対シ即時抗告ヲ爲ス
コトヲ得
抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス
第六十三條 裁判所ハ競落ニ関スル調書ヲ作成ス
ヘシ
第六十四條 競落ヲ許ス決定力確定シタルトキハ
裁判所ハ其ノ決定ノ謄本ヲ国土交通大臣ニ送付
スヘシ
第六十五條 競落代金ハ競落ヲ許ス決定力確定シ
タル日又ハ第七十三條ノ許可ヲ受ケタルコトヲ要
スル者ニ在リテハ其ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ一
週間以内ニ之ヲ裁判所ニ支払フヘシ但シ債権者
力競落人タル場合ニ於テハ自己ガ競落代金中ヨ
リ受取ルヘキ金額ヲ控除シ其ノ残額ノミヲ支払
フヲ以テ足ル

第六十六條 競落代金ノ支払アリタルトキハ競売
ニ付セラレタル鉄道財団ニ関スル權利ハ競落人
ニ、競落人ガ会社ノ發起人ナルトキハ其ノ競落
人ニ依リテ發起セラレタル会社ニ移転ス
抵当権ハ前項ニ依リ鉄道財団ニ関スル權利カ
移転シタルトキニ消滅ス

第六十七條 第七十三條ノ許可ヲ受ケサルトキ、
第六十五條ノ期間内ニ許可ノ申請ナキトキ又ハ
第六十五條ノ期間内ニ競落代金ノ支払ナキトキ
ハ裁判所ハ職権ヲ以テ競落ヲ許ス決定ヲ取消シ
更ニ競売期日ヲ定ムヘシ
前項ニ依リ競落ヲ許ス決定力取消サレタルト
キハ許可ハ取消サレタルモノトス
競落人ハ新競売ニ加入スルコトヲ得且新競
売ニ於ケル競落代金最初ノ競落代金ヨリ少ナ
キトキハ其ノ不足額及手続ノ費用ヲ賠償スヘシ

第六十八條 裁判所ハ競落代金ノ中ヨリ競売ノ費
用ヲ控除シ其ノ残額ハ国税徴収法(昭和三十
四年法律第四十七号)其ノ他ノ法律ニ規定スル
租税及公課ノ優先権ニ関スル規定並ニ抵当権ノ
順位ニ從ヒ之ヲ租税、公課及其ノ抵当権ニ依リ
担保サラル債権ニ配當シ仍残余アルトキハ之ヲ
鉄道財団ノ所有者ニ交付スベシ
前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ旨ヲ国土交
通大臣ニ通知シ競売申立ノ登録ノ抹消ヲ囑託ス
ヘシ
国土交通大臣ニ於テ前項ノ囑託ヲ受ケタルト
キハ左ノ手続ヲ爲スヘシ

一 第四十六條第二項ニ依リテ爲シタル登録及
抵当権ノ登録ヲ抹消スルコト
二 競落ヲ許ス決定アリタルコトヲ管轄登記所
ニ通知シ競落人又ハ競落人ニ依リテ發起セラ

レタル会社力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ登記及第十一條第二項ニ依リ効力ヲ失ヒタル登記ノ抹消ヲ囑託スルコト

三 競落人又ハ競落人ニ依リテ発起セラレタル会社力取得シタル自動車ニ関スル権利ノ登記及第十一條第二項ニ依リ効力ヲ失ヒタル登記ノ抹消ヲ為スコト

第六十九條 競落ヲ為サスシテ競売手續ヲ終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ国土交通大臣ニ通知シ競売申立ノ登録ノ抹消ヲ囑託スヘシ

国土交通大臣ニ於テ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ第四十六條第二項ニ依リテ為シタル登録ヲ抹消スヘシ

第七十條 裁判所ハ二回以上競売期日ヲ開始シタルモノハ札ナキトキ、許スヘキ札ナキトキ又ハ最低競売額額ニ達スル札ナキトキハ抵当権者ノ同意アル場合ニ限り競売ニ付シタル鉄道財團ヲ箇箇ノモノトシテ競売ニ付スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ抵当権者ノ意見ヲ聽キ鉄道財團ニ属スルモノヲ分割シテ競売ニ付スルコトヲ得

第七十一條 前條ノ競売ニ関シテハ第四十八條、第四十九條、第五十二條乃至第六十六條、第六十七條第一項、第三項、第六十八條及第六十九條ノ規定ヲ準用ス

競買人ハ競買ノ申込ト共ニ保証トシテ最低競売額額百分ノ五ニ相当スル金額ヲ現金又ハ有価証券ヲ以テ供託スヘシ

第七十二條 削除

第七十三條 競落人ハ競落ヲ許ス決定力確定シタル日ヨリ三箇月内ニ許可ヲ申請スヘシ

第七十四條 競落人カ会社ノ発起人ナルトキハ前條ノ許可ノ申請ニハ定款及会社ノ設立登記簿本ヲ添付スヘシ

第七十五條 削除

第七十六條 国土交通大臣ハ第七十三條及第七十四條ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ許可スヘシ

第七十七條 第七十三條ノ許可ハ競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル会社力競落代金ヲ支払ヒタルトキニ其ノ効力ヲ生ス

第七十三條ノ許可カ効力ヲ生シタルトキハ競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル会社ハ鉄道事業ノ許可ニ属スル権利及義務ヲ承継ス

第七十七條ノ二 鉄道財團ニ係ル滞納処分ニ関シテハ第六十五條本文、第六十六條、第六十七條第一項、第二項、第六十八條、第七十條、第七

十一條第一項(第六十五條本文、第六十六條、第六十七條第一項及第六十八條ニ係ル部分ニ限ル)、第七十三條、第七十四條、第七十六條及前條ノ規定ヲ準用ス

第七十八條 強制管理ニ付テハ第四十三條、第四十五條乃至第四十七條ノ規定ヲ準用ス

第七十九條 強制管理開始ノ決定確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ謄本ヲ国土交通大臣ニ送付スヘシ

第八十條 前條決定ノ謄本ノ送付アリタルトキハ国土交通大臣ハ一人又ハ数人ノ管理人ヲ選任スヘシ但シ強制管理ノ申立人ハ適當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得

商事会社ハ管理人タルコトヲ得

第八十一條 国土交通大臣ハ管理人ヲ監督シ、管理方法ニ付指揮ヲ為シ且管理人ニ与フヘキ報酬ノ額ヲ定ムヘシ

国土交通大臣ハ前項ニ掲ケタル事項ニ付債務者、鉄道財團ノ所有者、抵当権者及鑑定人ノ意見ヲ聽クコトヲ得

国土交通大臣ハ管理人ニ担保ヲ供スヘキコトヲ命ジ又ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第八十二條 国土交通大臣カ管理人ヲ任免シタルトキハ其ノ旨ヲ債務者、鉄道財團ノ所有者、抵当権者及裁判所ニ通知スヘシ

第八十三條 鉄道財團ノ所有者カ管理人選任ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ鉄道財團ヲ管理人ニ引渡スヘシ

管理人ハ鉄道財團ノ所有者ニ對シ管理ニ必要ナル書類其ノ他ノ物ヲ引渡ヲ求ムルコトヲ得

鉄道財團ノ所有者カ前二項ノ引渡ヲ為ササルトキハ裁判所ハ管理人ノ申立ニ因リ執行官ヲシテ其ノ引渡ヲ為サシムヘシ

第八十四條 強制管理ノ申立人ハ管理人ノ請求ニ因リ管理ノ費用ヲ立替支弁スヘシ

第八十五條 管理人ハ鉄道財團ノ管理及収益ニ付必要ナル裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為スヘシ

第八十六條 鉄道財團ノ管理ニ付官庁ニ對スル取締役及執行役ノ責任ハ管理人ノ之ヲ負フ

第八十七條 管理人ハ毎事業年度ノ終ニ於テ鉄道財團ノ収入ヨリ順次ニ管理ノ費用、管理人ノ報酬及租税其ノ他ノ公課ヲ控除シ其ノ残額ヲ抵当権者ニ交付スヘシ

第八十八條 管理人ハ毎事業年度及其ノ業務施行ノ終了後債務者、鉄道財團ノ所有者、抵当権者、国土交通大臣及裁判所ニ計算書ヲ差出スベシ

債務者、鉄道財團ノ所有者及抵当権者ハ計算書ノ送付アリタル日ヨリ一週間内ニ裁判所ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ期間内ニ異議ノ申立ヲ為サザリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノト看做ス

異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ管理人ヲ審訊シ且国土交通大臣ノ意見ヲ聽キタル後之ヲ裁判スベシ

第八十九條 管理人ハ前條第二項ノ期間ヲ過キ又ハ前條第四項ノ裁判ヲ經タル後ニ非サレハ抵当権者ニ對シ配当額ノ交付ヲ為スコトヲ得ス

管理人カ配当額ノ交付ヲ為シタルトキハ抵当権者ノ名称及配当額ヲ国土交通大臣及裁判所ニ通知スヘシ

第九十條 強制管理ノ取消ハ裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ為ス

強制管理ノ申立ヲ為シタル抵当権者カ弁済ヲ受ケタルトキハ裁判所ハ強制管理ノ取消ヲ命スヘシ

強制管理ノ申立人カ管理費用ノ立替支弁ヲ為ササルトキハ裁判所ハ管理人ノ申立ニ因リ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得

第九十一條 前條第二項ノ場合ニ関シテハ第六十八條前項ノ場合ヲ除クノ外強制管理ノ取消ニ関シテハ第六十九條ノ規定ヲ準用ス

第四章 罰則

第九十二條 次ノ場合ニ於テハ取締役、執行役又ハ管理人ヲ十万円以下ノ過料ニ処ス

一 第八條第二項ノ公告ヲ為サザルトキ

二 第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第二十二條ノ同意ヲ得ズシテ鉄道財團ニ属スルモノヲ鉄道財團ヨリ分離シタルトキ

四 登録ニ関シ不正ノ申請ヲ為シタルトキ、第三十條ノ第二項ノ登録ヲ為スコトヲ怠リタルトキ又ハ第三十一條ノ登録ノ申請ヲ為ササルトキ

五 鉄道財團目錄ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ、第三十四條ノ届出ヲ為ササルトキ又ハ不正ノ届出ヲ為シタルトキ

六 管理方法ニ付国土交通大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

七 第八十八條ノ計算書ヲ差出ササルトキ又ハ不正ノ計算書ヲ差出シタルトキ

八 配当額ノ交付ヲ為ササルトキ又ハ第八十七條若ハ第八十九條第一項ノ規定ニ違反シテ配当額ノ交付ヲ為シタルトキ

第九 第八十九條第二項ノ通知ヲ為ササルトキ

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正八年四月一〇日法律第五六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和八年四月一日法律第四四號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二〇年二月二二日法律第七七號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條ノ三ノ規定ハ本法施行前軌道ヲ地方鉄道ニ変更シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

附則 (昭和二六年六月一日法律第一八八號)

この法律は、法施行の日から施行する。

附則 (昭和二六年六月八日法律第二二一號) 抄

この法律は、昭和二六年七月一日から施行する。

附則 (昭和三一年四月二日法律第六三號) 抄

この法律による改正後の鉄道抵当法(以下「新法」という。)第八條第四項及び第十條ノ二の規定は、この法律の施行前に抵当権の設定認可の申請又はこの法律による改正前の鉄道抵当法(以下「旧法」という。)第八條第二項の規定による申請があつた場合については、適用しない。

3 この法律の施行前に旧法第二十二條第一項の規定による催告又は旧法第二十一條第一項の規定による催告の命令があつた場合については、この法律の施行後も、なお旧法第二十二條又は第二十一條の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に未登録の第一順位の抵当権が存する場合には、監督官庁は、ただちに鉄道財團成立の登録をしなければならぬ。

5 旧法第三十條第一項第二号に掲げる事項の登録は、その効力を失う。

6 この法律の施行前に抵当権の消滅によりすでに消滅した鉄道財團の用紙の閉鎖については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 第二項から前項までの規定は、軌道財団及び運河財団について、前三項の規定は、自動車交通事業財団について準用する。

附則（昭和四十四年四月二〇日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律百四十七号）の施行の日から施行する。（公課の先取特権の順位に改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附則（昭和三十八年七月九日法律第一二六号）抄

（施行期日）

この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

附則（昭和三十八年七月一日法律第一四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和四十四年八月一日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律中、第一条、次条、附則第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二条、附則第四条及び附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十六年六月三日法律第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行の際現に存する抵当権で根抵当であるもの（以下「旧根抵当権」という。）にも適用する。ただし、改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

（新法の適用の制限）

第三条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないもの又は附記によらない極度額の増額の登記があるものについては、その極度額の変更、新法第三百九十八条の四の規定による担保すべき債権の範囲又は債務者の変更、新法第三百九十八条の十二の規定による根抵当権の譲渡、新法第三百九十八条の十三の規定による根抵当権の一部譲渡及び新法第三百九十八条の十四第一項ただし書の規定による定めは、することができない。

（旧根抵当権の効力）

2 前項の規定は、同項に規定する旧根抵当権以外の旧根抵当権で、旧法第三百七十五条第一項の規定による処分がされているものについて準用する。ただし、極度額の変更及び新法第三百九十八条の十二第二項の規定による根抵当権の譲渡をすることは、妨げない。

（極度額についての定めの変更）

第四条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないものについては、元本の確定前に限り、その定めを変更して新法の規定に適合するものとすることができる。この場合においては、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

（附記によらない極度額の増額の登記がある旧根抵当権の分割）

第五条 附記によらない極度額の増額の登記がある旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を分割して増額に係る部分为新法の規定による独立の根抵当権とすることができ、この場合においては、旧根抵当権を目的とする権利は、当該増額に係る部分について消滅する。

2 前項の規定による分割をする場合には、増額に係る部分と目的とする権利を有する者その他の利害の関係を有する者の承諾を得なければならない。

（元本の確定すべき期日に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際旧根抵当権について現に存する担保すべき元本の確定すべき時期に

関する定め又はその登記は、その定めにより元本が確定することとなる日をもって新法第三百九十八条の六第一項の期日とする定め又はその登記とみなす。ただし、その定めにより元本が確定することとなる日がこの法律の施行の日から起算して五年を経過する日より後であるときは、当該定め又はその登記は、当該五年を経過する日をもって同項の期日とする定め又はその登記とみなす。

（弁済による代位に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前から引き続き旧根抵当権の担保すべき債務を弁済するについて正当な利益を有していた者が、この法律の施行後元本の確定前にその債務を弁済した場合における代位に関しては、なお従前の例による。

（旧根抵当権の処分に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前に元本の確定前の旧根抵当権についてされた旧法第三百七十五条第一項の規定による処分に関しては、なお従前の例による。

（同一の債権の担保として設定された旧根抵当権の分離）

第九条 同一の債権の担保として設定された数個の不動産の上の旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を一つの不動産について他の不動産から分離し、これらの不動産の間に、新法第三百九十二条の規定の適用がないものとするることができる。ただし、後順位の抵当権者その他の利害の関係を有する者の承諾がないときは、この限りでない。

2 前項の規定による分離は、新法第三百九十八条の十六の規定の適用に関しては、根抵当権の設定とみなす。

（元本の確定の時期に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前に、新法第三百九十八条の二十第一項第一号に規定する申立て、同項第二号に規定する差押え、同項第三号に規定する競売手続の開始若しくは差押え又は同項第四号に規定する破産手続開始の決定があつた旧根抵当権で、担保すべき元本が確定していないものについては、この法律の施行の日にこれらの事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

（旧根抵当権の消滅請求に関する経過措置）

第十一条 極度額についての定めが新法の規定に適合していない旧根抵当権については、その優

先権の限度額を極度額とみなして、新法第三百九十八条の二十二の規定を適用する。

（鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二条から附則第十一条までの規定の例による。

附則（昭和四十六年六月三日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年五月八日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際に同条の規定による改正前の鉄道抵当法（以下この条において「旧鉄道抵当法」という。）第二条ノ二第一項の規定により成立している鉄道財団は、第一條の規定による改正後の鉄道抵当法（以下この条において「新鉄道抵当法」という。）第二条ノ二第一項の規定による認可を受けて設定された鉄道財団とみなす。

2 第一条の規定の施行前に旧鉄道抵当法第五条の規定により受けた抵当権設定の認可であつて旧鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定による鉄道財団の成立に係るもの（第一条の規定の施行の際現に有効であるものに限る。）は、当該抵当権設定の認可を受けた日に新鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定により受けた鉄道財団設定の認可とみなす。

3 第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第七条第一項の規定による抵当権設定

の認可の申請であつて旧鉄道抵当法第二条ノ二
第一項の規定による鉄道財団の成立に係るもの
は、新鉄道抵当法第七条の規定による鉄道財団
設定の認可の申請とみなす。

4 第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄
道抵当法第二十八条ノ二の規定による鉄道財団
成立の登録は、新鉄道抵当法第二十八条ノ二の
規定による鉄道財団設定の登録とみなす。

5 第一条の規定の施行の際現に旧鉄道抵当法第
五条の規定による認可を受けて設定されている
抵当権に係る抵当証書又は信託証書及び旧鉄
道抵当法第七条第三項の規定による認可を受けた
契約に係る契約証書については、第一条の規定
の施行後に当該抵当証書又は信託証書の記載事
項を変更する契約が締結された場合を除き、強
制執行に関して、なお従前の例による。この場
合において、執行文の付された債務名義の正本
の付与についても、同様とする。

6 前各項並びに附則第五条及び第六条の規定
は、軌道財団及び運河財団について準用する。

附則（平成二一年五月一四日法律第四
三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の
公開に関する法律（平成十一年法律第四十二
号。以下「情報公開法」という。）の施行の日
から施行する。

附則（平成二一年二月二二日法律第
一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二四年五月二九日法律第四
五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附則（平成二四年六月一二日法律第六
五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附則（平成二四年七月三一日法律第一
〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送
達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）
の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二五年五月三〇日法律第六
一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情
報の保護に関する法律の施行の日から施行す
る。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年
を超えない範囲内において政令で定める日（以
下「施行日」という。）から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
第三百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に
規定する規定については、当該規定。以下この
条において同じ。）の施行前にした行為並びに
この附則の規定によりなお従前の例によること
とされる場合及びなおその効力を有することと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三百三十六条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令
で定める。
附則（平成二六年六月一八日法律第一
二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日
から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施
行する。
（その他の経過措置の政令への委任）
第八十五条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で
定める。

附則（平成二四年七月三一日法律第一
〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送
達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）
の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二五年五月三〇日法律第六
一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情
報の保護に関する法律の施行の日から施行す
る。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年
を超えない範囲内において政令で定める日（以
下「施行日」という。）から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
第三百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に
規定する規定については、当該規定。以下この
条において同じ。）の施行前にした行為並びに
この附則の規定によりなお従前の例によること
とされる場合及びなおその効力を有することと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三百三十六条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令
で定める。
附則（平成二六年六月一八日法律第一
二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日
から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
附則（平成二六年二月一〇日法律第
一六五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則（平成二六年七月二六日法律第八
七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。
一 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日
附則（平成二七年一〇月二二日法律第
一〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か
ら施行する。ただし、第六十二条中租税特別措
置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同
条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証
券決済制度等の改革による証券市場の整備のた
めの関係法律の整備等に関する法律附則第一条
第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同
法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条か
ら第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附
則第八十一条の次に一項を加える改正規定並び
に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第
六十条第九十三条第二項の規定は、郵政民営化
法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら施行する。

附則（平成二八年五月二七日法律第五
一号）抄
この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

附則（令和三年五月一九日法律第三七
号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。
一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から
別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五
条、第四十七条及び第五十五条（行政手続に
おける特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律別表第一及び別表第二の改
正規定（同表の二十七の項の改正規定を除
く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第
五十九条から第六十三条まで、第六十七条及
び第七十一条から第七十三条までの規定 公
布の日
二及び三 略
四 第四十七条、第三十五条、第四十四条、第五
十条及び第五十八条並びに次条、附則第三
条、第五条、第六条、第七条（第三項を除
く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍
法第二百九十九条の改正規定（「戸籍の」の
下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限
る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十
三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条
（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改
正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第
三十三条から第三十五条まで、第四十条、第
四十二条、第四十四条から第四十六条まで、
第四十八条、第五十条から第五十二条まで、
第五十三条（行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律第
四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第
九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の
改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等
の推進に関する法律（平成二十五年法律第百
十一号）第三十五条の改正規定（二（条例を含
む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五
十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五
条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布
の日から起算して一年を超えない範囲内にお
いて、各規定につき、政令で定める日
（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる場

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

